

令和6年度「泉州観光ガイド」ホームページリニューアル業務委託に
かかる公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

「泉州観光ガイド」に関し、契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名 KIX 泉州ツーリズムビューローホームページリニューアル業務

(2) 業務内容

①計画・準備

②リニューアルサイトの制作

③CMS の導入・構築・設定

④AI コンシェルジュ機能の構築

⑤マイプラン編集機能の構築

⑥周遊モデルコースページ等の作成 (3) 業務期間 契約日～2020年8月31日まで

3. 予算額

委託料の上限は4,400,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

4. スケジュール

日程	内容
2024年5月16日(木)	公募開始(募集要項・仕様書の配布開始、質疑書の受付開始)
2024年5月24日(金)	質疑書の受付終了
2024年5月31日(金)	企画提案書の提出期限
2024年6月3日(月)	選定結果の通知
2024年6月10日(月)	契約締結期限

5. 参加資格

プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続き開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

(5) 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

6. 質疑・応答

(1) 受付期間 2024 年 5 月 16 日（木）～5 月 24 日（金）

(2) 提出方法 電子メール、FAX 等書面により受け付ける（電話又は口頭は不可）。

電子メール、FAX の場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、担当者に着信したことを確認してください。

郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とします。

(3) 回 答 2024 年 5 月 29 日（水）に web サイト上にて回答。

7. 提出書類

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領や仕様書を理解した上で、次の書類を提出することとする。

	提出書類	部数	注意事項
ア	参加表明書（様式 1）	1 部	
イ	会社概要書（様式 2）	1 部	
ウ	業務実績報告書（様式 3）	1 部	
エ	企画提案書	5 部	社名を記載してはならない。
オ	見積書	1 部	社印・代表者印を押印したもの。合計金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

(2) 提出の日時・方法

①提出期限 2024 年 5 月 31 日（金）午後 5 時

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

②提出方法 電子メール、持参または郵送により提出すること。電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、担当者に着信したことを確認してください。郵送の場合は、受け取り日時や配達されたことが証明できる方法によることとする。なお、郵便事故等いかなる理由による場合でも対応しない。

③提出・問い合わせ先

一般社団法人 KIX 泉州ツーリズムビューロー 担当：武田

〒596-0054 大阪府岸和田市宮本町 27-1 泉州ビル 8 階

TEL：072-436-3440 FAX：072-423-4741 MAIL kix-senshu@kstb.jp

8. 提案書作成方法

提案仕様書のとおり

9. 評価方法等

(1) 評価方法

別に定める評価基準に基づき、企画提案書を選定委員が採点し評価する。

(2) 候補者の選定方法

① (1) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引きにより決定する。

③ 前記①、②の記載に関わらず、総合点が満点の 60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

② 本実施要領に示した企画提案書等の作成などに関する条件に違反した場合

③ 参考見積書の金額が「3. 予算額」の上限を超える場合

④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に対し、選定または非選定の結果を電子メールにて通知する。電子メールによる通知は、2024 年 6 月 3 日（月）午後 5 時 30 分までに行う予定。

11. 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と当社団との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(ア) 契約者が保険会社との間にこの法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(イ) 契約者が、過去 2 年間にこの法人及び国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき。

- (ウ) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提出されたとき。
 - (エ) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。
 - (オ) 契約金額が別表2左欄に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ同表右欄に定める金額以下であり、かつ、契約者が契約を履行しないおそれがないと認めるとき。
 - (カ) この法人が契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (キ) 金融期間又は保証事業会社の保証が得られたとき。
 - (ク) 不動産の買入れ又は借入れに関する契約を締結するとき。
 - (ケ) 前各号に定めるもののほか、理事長において契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。
- (3) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 当社団が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案の数は1者につき1案までとする。

13. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成や提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を当社団に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、7.(2)③あてに提出すること。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当社団は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本件実施後、契約締結前に候補者による法令違反等が発覚した場合は契約しない。